



【coffee break】 2011.4.1

平成 23 年 4 月 1 日以降の登録免許税の税率について

平成 23 年 4 月 1 日以降の登録免許税の税率について

本日は、平成 23 年 4 月 1 日以降の登録免許税の税率についてです。

主な変更内容は下記のとおりです。

租税特別措置法第 7 2 条により、軽減を受けていた「土地」の税率は下記のとおり変更。

< 所有権移転登記（原因：土地の売買） >

- ・ 3 月 3 1 日まで 1 . 0 %
- ・ 4 月 1 日から 1 . 3 %

< 所有権移転登記（原因：土地の信託） >

- ・ 3 月 3 1 日まで 0 . 2 0 %
- ・ 4 月 1 日から 0 . 2 5 %

租税特別措置法第 8 1 条により、軽減を受けていた「土地建物」の税率は下記のとおり変更。

< 所有権移転登記（原因：会社分割） >

- ・ 3 月 3 1 日まで 0 . 8 %
- ・ 4 月 1 日から 1 . 3 %

租税特別措置法第83条の2により、TMK及び投資法人が現物不動産を取得した場合の税率は下記のとおり変更。

<所有権移転登記>

- ・ 3月31日まで 0.8%
- ・ 4月 1日から 1.1%

但し、「倉庫及びその敷地」は軽減の適用対象外のため税率は下記のとおりです。

<所有権移転登記(原因:売買)>

- ・ 土地 1.3%
- ・ 建物 2.0%

以上です。

平成23年1月25日に国会に提出されました「所得税法等の一部を改正する法律案」は成立せず、代わりに「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案(つなぎ法案)」()が平成23年3月31日に可決・成立致しました。住宅用家屋を取得した場合の軽減などが、とりあえず平成23年6月30日まで延長されております。

また、証明書交付申請などの登記手数料も一部改訂されておりますので、下記もご参考にして頂きますと幸いです。

【coffee break】登記事項証明書の手数料が一部改訂。1通、550円!?

<http://ameblo.jp/kidooffice/entry-10803118701.html>

今後とも宜しくお願い申し上げます。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/177/pdf/t051770041770.pdf>